

令和8年度愛媛県県立学校教職員一般定期健康診断・肺がん検診・ストレスチェック及び情報機器作業従事者検診業務仕様書

愛媛県県立学校教職員一般定期健康診断・肺がん検診・ストレスチェック及び情報機器作業従事者業務の実施に関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

第1 対象者

1 一般定期健康診断

県立学校に常時勤務する者並びに当該年度に6か月以上継続勤務し、(予定も含む。)勤務時間が常勤相当(週29時間以上または年間1,392時間以上の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員、及び当該年度に6か月以上継続勤務し、(予定も含む。)勤務時間が常勤相当(週20時間以上29時間未満または年間960時間以上1,392時間未満の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員で希望する職員。

ただし、常時勤務する教職員のうち、臨時的任用職員及び任期付採用職員は当該年度に6か月以上継続勤務する者(予定も含む。)のみを対象とする。なお、所属を通じて申し込む人間ドック受診予定者、試験区分「一般事務」で採用された新規採用職員及び年度途中採用予定者として令和8年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断を受診した者は除く。

2 肺がん検診

県立学校に常時勤務する者並びに当該年度に6か月以上継続勤務し、(予定も含む。)勤務時間が常勤相当(週29時間以上または年間1,392時間以上の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員である令和8年4月1日現在において満40歳以上の者、及び当該年度に6か月以上継続勤務し、(予定も含む。)勤務時間が常勤相当(週20時間以上29時間未満または年間960時間以上1,392時間未満の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員である令和8年4月1日現在において満40歳以上の希望者。

ただし、常時勤務する教職員のうち、臨時的任用職員及び任期付採用職員は、当該年度に6か月以上継続勤務する者(予定も含む。)のみを対象とする。なお、所属を通じて申し込む人間ドック受診予定者及び年度途中採用予定者として令和8年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断を受診した者は除く。

3 ストレスチェック

県立学校に常時勤務する者並びに当該年度に6か月以上継続勤務し(予定も含む。)、勤務時間が常勤相当(週29時間以上または年間1,392時間以上の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員。

ただし、常時勤務する教職員のうち、臨時的任用職員及び任期付採用職員は当該年度に6か月以上継続勤務し(予定も含む。)令和8年8月1日までに採用される者を対象とする。

4 情報機器作業従事者検診

県立学校に常時勤務する者並びに当該年度に6か月以上継続勤務し(予定も含む。)、勤務時間が常勤相当(週29時間以上または年間1,392時間以上の勤務)の再任用短時間職員及び会計年度任用職員で下記(1)又は(2)に掲げる者。

ただし、常時勤務する教職員のうち、臨時的任用職員及び任期付採用職員は当該年度に6か月以上継続勤務する者(予定も含む。)のみを対象とする。

- (1) 作業時間または作業内容に相当程度拘束性がある者
- (2) 自覚症状を訴える者(希望者)

第2 検査内容及び予定人数

1 一般定期健康診断

(1) 一次検診

検査の種類		検査の詳細	備考(検査方法等)	予定人数
一般検	視力検査		ランドルト環によること	3,700人
	聴力検査		オージオメーターによること (1000Hz及び4000Hz)	

査	尿検査	糖定性検査、蛋白定性検査、ウロビリノーゲン定性検査及び潜血検査	健診機関への持ち帰り検査 (事前に尿検査キットを配布)	
	血圧測定		2回測定すること	
	体重測定		BMIを算出すること	
	身長測定			
	問診			
血液検査等	腹囲測定			3,700人
	貧血検査	RBC (赤血球数)	自動血球算定装置によること	
		Hb (血色素量)		
		Ht (赤血球容積比)		
	肝機能検査	GOT・GPT	紫外吸光光度法によること	
		γ-GTP	可視吸光光度法によること	
	血中脂質検査	T-Chol	可視吸光光度法によること	
		HDL-C・LDL-C・TG		
	尿酸検査	UA		
	腎機能検査	CRE	eGFRを算出すること	
血糖検査	GL	紫外吸光光度法によること		
	HbA1c (NGSP値)	ラテックス凝集比濁法(免疫学的方法)によること		
胸部エックス線検査 (一般CR撮影)	コンピューターエックス線写真により実施	40歳以上は、肺がんCR撮影とする	1,313人	
心電図検査	12誘導		3,700人	

※ 年齢は令和8年4月1日現在とする。

(2) 二次検診

ア 1回目

一次検診の結果、医師が必要と認めた者について、次の検査項目のうちから、必要と認める検査項目を実施する。

検査の種類	検査の詳細	予定人数
胸部二次検査	CT撮影	3人
喀痰検査	顕微鏡検査及び細菌培養確認検査(同定検査)	3人
眼底検査		2,146人

イ 2回目

二次検診1回目の結果、医師が必要と認めた者について、1回目の検査項目(眼底検査を除く。)のうちから、更に必要と認める検査項目を実施する。

2 肺がん検診

検査の種類	検査の詳細	備考(検査方法等)	予定人数
胸部エックス線検査 (肺がんCR撮影)	問診し、喫煙歴、職歴及び血痰の有無	一般定期健康診断の胸部エックス線検査(一般CR撮影を兼ねる。) ◎読影について 胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影するものとし、その方法は次のとおりとする	2,397人

	<p>を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。その後、コンピューターエックス線写真により実施。</p>	<p>る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 二重読影 <ul style="list-style-type: none"> 2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影するものとするが、このうち1名は十分経験を有すること。 2 比較読影 <ul style="list-style-type: none"> 二重読影の結果、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」の「d」及び「e」に該当するものについては比較読影を行うものとする。 比較読影は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影するものであり、次のいずれかの方法により行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法 (2) 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法 (3) 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法 3 読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行うものとする。 	
--	--	---	--

3 ストレスチェック

検査の種類	検査の詳細	備考（検査方法等）	予定人数
<p>ストレスチェック</p>	<p>職業性ストレス簡易調査票（57項目版）により実施。</p>	<p>○委託業務の範囲は、調査票の作成・配布・回収・集計・結果通知及び集団分析データの作成・報告までとする。</p> <p>○使用する調査票及びその媒体について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職業性ストレス簡易調査票（57項目版）の紙媒体とする。 2 項目は、労働安全衛生規則第52条の9第1項第1号から第3号までに規定する以下の3つの領域に関する項目を必ず含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目（仕事のストレス要因） (2) 心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目（心身のストレス反応） (3) 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目（周囲のサポート） <p>○ストレス程度の評価方法及び高ストレス者選定基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成28年4月改定）に示されている〈評価基準の例（その1）〉合計点数を用いた方法で評価すること。 2 ストレスチェックの結果、下記（1）（2）のいずれかに該当する職員を高ストレス者として選定すること。 	<p>4,324人</p>

		<p>(1)「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が77点以上</p> <p>(2)「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が63点以上であり、かつ「仕事のストレス要因」及び「周囲のサポート」に関する項目の評価点の合計が76点以上</p> <p>○面接指導対象者の選定について</p> <p>1 高ストレス者の選定基準に該当する者及び実施者が面接指導を必要と認めた者</p> <p>2 必ず、ストレスチェック結果一覧（別紙8）にて実施者の確認を経てから結果通知を行うこと。</p> <p>○集団分析について</p> <p>1 未記入者を除く全受検者を対象に、愛媛県教育委員会が指定した学校、性別、校種等について実施する。 ※ 学校（全日制・定時制・分校・部門別）ごとの分析は、受検者数が10人以上の学校のみ実施。 なお、その他の集計区分については、別途協議により決定する。</p> <p>2 集団分析方法は、ストレスチェック制度実施マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。</p>	
--	--	--	--

4 情報機器作業従事者検診

(1) 一次検診

検査の種類	検査の詳細	備考（検査方法等）	予定人数
一次検査	問診票（業務歴、既往歴、自覚症状等）	<p>○問診票に業務歴、既往歴、自覚症状等を記入し、委託機関が判定する。</p> <p>○5m視力については、一般定期健康診断の結果を活用する。ただし、人間ドック受診者は人間ドックの結果等により各自が把握する。</p>	151人

(2) 二次検診

一次検診の結果、医師が必要と認めた者

検査の種類	検査の詳細	備考（検査方法等）	予定人数
二次検査	5m視力検査及び近見視力(50cm)検査、屈折検査、眼位検査、調節近点検査、タッピング検査、握力検査	<p>○一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施する。</p> <p>○「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」により行う。</p>	47人

※ 検査予定人数については、あくまでも予定であり、変動することから、予定人数の変更に伴う異議は、申し立てないものとする。

第3 健診期日等

1 健診期日及び場所

(1) 健診日時

健診は、原則6月から10月の期間で実施することとする。また、定時制の教職員に対して健診を実施する場合及び学校から特別に要望があった場合を除き、原則として午前中に実施すること。ただし、学校行事等により健診実施が困難な場合は、健診機関と学校とで協議のうえ、日程の変更を行っても構わないこととする。

なお、情報機器作業従事者検診については、契約後、健診機関と協議のうえ定める。

(2) 健診場所

健診は、健診機関が各学校を巡回し実施することとする。ただし、巡回が学校及び健診機関にとって非効率な場合は、健診機関と学校とで協議のうえ、受託先の診療所等で受診させるなど、事業者の責任のもと確実に実行すること。

※ 未受診者については巡回健診日程の終了後、健診の機会を設ける。

なお、情報機器作業従事者検診については、契約後、検診機関と協議のうえ定める。

2 健診期限

(1) 一般定期健康診断及び肺がん検診

①一次検診、二次検診（1回目）及び肺がん検診 令和8年12月31日（木）

②二次検診（2回目） 令和9年3月31日（水）

(2) ストレスチェック

調査票回収期限 令和8年9月4日（金）

(3) 情報機器作業従事者検診

①一次検診 令和8年12月31日（木）

②二次検診 令和9年3月31日（水）

第4 健診準備から健診結果の作成等

1 一般定期健康診断及び肺がん検診

(1) 受託健診機関は、事前打ち合わせを各実施場所（県立学校）の担当者と必ず行い、健診の円滑な実施に努めるとともに、会場設営・片付け等についても責任をもって行うこと。

(2) 健診開始初日14日前までに、受診票等の事前配布資材に必要な事項を印字し、所属（学校）ごとに取りまとめて納入すること。（事前配布資材の印字に必要な対象者データ等は、施設厚生室より提供する。）

(3) 健診終了後、定期健康診断結果連名簿（別紙1）及び定期健康診断結果通知書（別紙2）、健康管理医総合判定用健康診断結果控（別紙3）、二次検診が必要な者については二次検診受診勧奨通知書兼報告書（別紙4）を14日以内に作成し、各安全衛生管理者へ送付すること。なお、総合判定は項目ごとに行い、少なくとも7つ以上の所見判定を印字できること。

(4) 胸部エックス線検査については、精密検査の必要となった者に対し、ただちに胸部検診精密検査依頼書及び胸部検診精密検査結果報告書（別紙5）を作成し、各安全衛生管理者へ送付すること。

(5) 健診結果については、県の指定する形式（別紙6）の電子ファイルにより電算処理を行い作成し、施設厚生室に提出すること。

(6) 尿検査については、公務の都合や急な体調不良等に配慮し、回収予備日を可能な限り多く設け、最終回収日までの検体回収日程を迅速かつ明確に設定し、各学校に対し通知すること。

(7) 健診の実施にあたっては、プライバシーの確保に十分配慮すること。

※ 別紙1～5については、記載内容を満たしていれば、様式は自由とする。

2 ストレスチェック

(1) 受託健診機関は、ストレスチェック実施時の連絡調整を図るための担当者として、ストレスチェック責任者、副ストレスチェック責任者を各1名置くこと。また、契約締結後速やかに書面により上記責任者の氏名を報告すること。

(2) 調査票については、職業性ストレス簡易調査票（57項目版）を基本として、施設厚生室と協議の上、受託健診機関が作成すること。

(3) 健診開始初日14日前までに、必要事項を印字した調査票を提出用封筒に入れ、各学校へ納入すること。（調査票の印字に必要な対象者データ等は、施設厚生室より提供する。）

(4) 調査票は、一般定期健康診断の各会場において、受託健診機関の職員が対面で回収すること。ただし、令和8年8月3日（月）以降の健診日程の学校については、所属校で取りまとめの上、施設厚生室を経由して、受託健診機関に提出する。

(5) 検査終了後、14日以内に実施者が定める高ストレス者選定基準により、所属別にストレスチェック検査結果一覧（別紙8）を作成し、施設厚生室に書面及び電子データで提出すること。

- (6) 施設厚生室による面接指導対象者の確認及び選定後は、速やかにストレスチェック検査結果一覧(別紙8)を回収し、個別封入したストレスチェック結果通知書(別紙9)及び所属ごとのストレスチェック受検者連名簿(別紙10)を14日以内に作成し、ストレスチェック調査票の提出について(別紙11)を添付の上、施設厚生室へ提出すること。
- (7) ストレスチェック検査結果通知書(別紙9)については、以下の①～④を必ず印字もしくは封入すること。また、施設厚生室が面接指導を受ける必要があると判断した教職員に対しては、⑤～⑥についても印字もしくは封入すること。なお、これら①～⑤については、施設厚生室と協議の上、受託健診機関が作成し印字もしくは封入することとする。⑥については施設厚生室が作成し、受託健診機関が該当者に封入することとする。その際、結果通知の内容が他者から類推されないよう十分配慮することとする。
- ①個人結果シート
- 個人のストレスプロフィール(個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で分かりやすく示したもの。次の3つの項目ごとの点数を含むことが必要。)
- ・心理的な負担の原因に関する項目
 - ・心身の自覚症状に関する項目
 - ・他の労働者による当該労働者への支援に関する項目
- ※ 結果の見方の説明及び利用上の注意点(高ストレスであること自体が必ずしも心身の健康障害を意味しているわけではないこと。調査前1か月間の状況を示したものであり、それ以前の状態については把握できないこと等)について記載すること。
- ②ストレスの程度
- 高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果。
- ③面接指導の対象者か否かの判定結果
- ④セルフケアのためのアドバイス
- セルフケアの基本(食事・睡眠・運動・ストレス解消法等)について紹介していること。
- ⑤事業者への面接指導の申出方法・申出窓口及び申出を勧奨する文言
- ⑥県立学校教職員が利用できる各種相談窓口に関する情報
- ※ 結果通知時の封入物や印字内容については、施設厚生室と受託健診機関が協議の上、対応することとする。
- (8) 個人の検査結果については、県教委の指定する形式(別紙12)(別紙13)の電子ファイルにより電算処理を行い作成し、施設厚生室に提出すること。
- (9) 集団分析結果については、仕事のストレス判定図(別紙14)及び素点平均一覧表(別紙15)を基本として、施設厚生室と協議の上、受託健診機関が作成すること。同様に、結果の見方及び利用上の注意点についても、受託健診機関が同様式内に明記するか別途チラシを作成すること。
- (10) 学校ごとの集団分析結果は、各学校別に封入し、ストレスチェック締切日から必ず14日以内に施設厚生室へ提出すること。納品物は、以下の①～②とする。
- ※ ①については、その写しを施設厚生室へ併せて提出すること。
- ①仕事のストレス判定図(別紙14)
- ②結果の見方及び活用上の注意点(①内への記載もしくは別途作成したチラシを同封すること。)
- (11) その他の集団分析単位(性別・年代別・校種別等)については、施設厚生室と協議の上決定し、分析単位ごとの仕事のストレス判定図(別紙14)を施設厚生室へ提出すること。
- (12) 上記(10)、(11)の集団分析結果データ(県教委の指定する形式の電子ファイル)については、ストレスチェック締切日から概ね1ヶ月以内に施設厚生室へ提出すること。
- (13) 素点平均一覧表(別紙15)については、各学校及びその他の分析単位ごとに素点平均値を集計して作成すること。なお、学校ごとの集計結果については、ストレスチェック締切後速やかに、その他の分析単位ごとの結果については、ストレスチェック締切日から概ね1か月以内に、県教委の指定する形式の電子ファイルにより施設厚生室へ提出すること。
- (14) 集団分析結果については、仕事のストレス判定図(別紙14)に加え、受託健診機関が素点平均一覧表(別紙15)を参考とした分析方法を提案することとし、施設厚生室と適宜協議の上、必要があれば、修正及び変更を行うこととする。
- ※ 別紙9～15については、その都度、施設厚生室で直接受け渡しをすること。

3 情報機器作業従事者検診

- (1) 受託検診機関は、一般定期健康診断終了後、必要事項を印字した情報機器作業従事者検診受診票（一次検診用）（別紙 16）を作成し、所属（学校）ごとに取りまとめて納入すること。
（事前配布資材の印字に必要な対象者データ等は、施設厚生室より提供する。）
- (2) 各学校は、受診者本人に情報機器作業従事者検診受診票（一次検診用）（別紙 16）の問診欄に該当事項を記入させた上で、あらかじめ定めた期日までに回収し、施設厚生室を經由して検診機関へ提出する。
- (3) 一次検診終了後、遅滞なく、情報機器作業検診結果連名簿（一次検診）（別紙 17）、情報機器作業一次検診（問診）結果報告書（別紙 18）及び二次検診の対象となった者には「情報機器検診受診票（二次検診）」（別紙 16 裏面）を作成し、所属（学校）ごとに封入し、各学校（安全衛生管理者）へ提出し、併せて検診結果を記載した書面及び当該結果の電子ファイルを施設厚生室に提出すること。
- (4) 二次検診については、一次検診終了後に検診計画を定め実施するとともに、会場設営・片付け等は受託検診機関が責任をもって行うこと。
- (5) 二次検診の終了後、遅滞なく、情報機器作業検診結果報告書（別紙19）及び情報機器作業検診結果票（別紙20）を各学校（安全衛生管理者）へ提出し、併せて、検診結果を記載した書面及び当該結果の電子ファイルを施設厚生室に提出すること。
- (6) 検診の実施にあたっては、プライバシーの確保に十分配慮すること。
※別紙 16～20 については、記載内容を満たしていれば、様式は自由とする。

第5 健診結果の正確性を確保できるようにするための精度管理

1 内部精度管理

検体の採取・輸送・保存、測定、検査結果の管理、安全、管理者の配置等について常に管理し、検査値の精度を保証できる資料として提示できること。

2 外部精度管理

現在実施されている外部精度管理事業（公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）を少なくとも一つは定期的に受け、一般定期健康診断に係る検査値の精度評価が全て基準を満たしていること。

第6 個人情報の取扱い

一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体（プライバシーマーク制度認定済団体）であること。若しくはプライバシーマークと同等以上の他の認証を有していること。

第7 その他注意事項

- 1 一般定期健康診断は、公立学校共済組合が実施する特定健康診査も兼ねているため、メタボリックシンドロームの診断及び特定保健指導の階層化の判定について、愛媛県教育委員会の承認後、公立学校共済組合へ電子データによる記録の提供などを実施する。
- 2 各検診車は、自家発電での対応が可能な車両とすること。